

令和7年度税額の算出方法等（賦課の根拠となった法律及び条例）

〔凡例〕法：地方税法 都：東京都税条例 区：新宿区特別区税条例 条：1、2、3 項： 、 、 、 森林：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
特別区民税及び都民税（住民税）は、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日（法39、318、都条例24の7、区条例26）として、次のとおり課税されます。

(1) 新宿区内に住所を有する個人に対して均等割額及び所得割額の合算額が課税されます。
(法24 、294 、都条例24の2、区条例9)

(2) 新宿区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、新宿区内に住所を有しない方に対して均等割が課税されます。
(法24 、294 、都条例24の2、区条例9)

1 非課税の範囲

次の方は課税されません。（法24の5、295、区10、森林4）

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 イ 障害者、未成年者又は寡婦（ひとり親）の方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

次の方には均等割は課税されません。（法24の5、295、区10）

均等割のみを課税される方のうち、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

ア 同一生計配偶者及び扶養親族のいない場合 45万円以下の方

イ 同一生計配偶者又は扶養親族のいる場合 { 35万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数+1）+31万円 } 以下の方

次の方には所得割は課税されません。（法附則3の3、区付則2の2の2）

前年中の総所得金額等が次の金額以下の方

ア 同一生計配偶者及び扶養親族のいない場合 45万円以下の方

イ 同一生計配偶者又は扶養親族のいる場合 { 35万円×（同一生計配偶者及び扶養親族の数+1）+42万円 } 以下の方

同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする、前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者をいいます。

扶養親族とは、あなたと生計を一にする、前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者以外の親族等をいいます。

2 税 率

均等割額 特別区民税 3,000円 都民税 1,000円 （法38、310、都24の6、都附則4の3、区13）

所得割額

所得区分		特別区民税	都民税	法律及び条例
総所得・山林所得		6%	4%	法35、314の3、都24の4、区18
土地・建物等の譲渡所得	分離長期（一般）	3%	2%	法附則34、区付則10
	分離長期（特定）	2,000万円以下 2.4%	1.6%	法附則34の2、区付則11
		2,000万円超 (課税分離長期所得-2,000万円)×3%+480,000円	(課税分離長期所得-2,000万円)×2%+320,000円	
	分離長期（軽減）	6,000万円以下 2.4%	1.6%	法附則34の3、区付則11の2
		6,000万円超 (課税分離長期所得-6,000万円)×3%+1,440,000円	(課税分離長期所得-6,000万円)×2%+960,000円	
	分離短期（一般）	5.4%	3.6%	法附則35、区付則12
	分離短期（軽減）	3%	2%	法附則35、区付則12
申告分離課税を選択した配当所得等		3%	2%	法附則33の2、区付則8
株式等の譲渡所得等	一般分	3%	2%	法附則35の2、法附則35の2の2、
	上場分			
先物取引の雑所得等		3%	2%	法附則35の4、区付則14

森林環境税 1,000円（森林5）

税額の計算方法（総所得金額のみの場合）

所得割額＝課税標準額（総所得金額-所得控除金額）×税率〔区：6%、都：4%〕-税額控除等（調整控除、配当控除等）

均等割額 特別区民税：3,000円 都民税：1,000円 森林環境税 1,000円

3 特別区民税・都民税（住民税）の納付方法について

住民税の納付方法には「普通徴収」、「給与からの特別徴収」及び「年金からの特別徴収」の3種類があります。原則として、給与や公的年金等の所得に係る住民税については当該特別徴収で、それ以外の所得に係る住民税については普通徴収により納付していただくことになります。

複数種類の所得がある方の場合、2種類又は3種類の納付方法を組み合わせさせていただく場合があります。

「普通徴収」・・・個人で納付する方法

区から納税者本人に交付する税額決定・納税通知書（納付書）によって金融機関等を利用して納付していただきます。

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	6月30日	8月31日	10月31日	翌年1月31日

各年の納期限が土・日曜日の場合は翌月曜日となります。

「給与からの特別徴収」・・・給与から差し引かれる方法

給与支払者（特別徴収義務者）が、毎月の給与支払時に住民税を差し引き、納税者にかわって納入します。通常は、6月分から翌年5月分までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれます。

「年金からの特別徴収」・・・年金からの引き落としによる納付方法

年齢65歳以上の一定の年金受給者について、年金保険者（厚生労働大臣等）が偶数月の年金支払時に支払額から住民税を引き落としのうえ、納税者にかわって納入します。

なお、前年度に通知済の仮徴収税額は、今年度の税額に相当します。ただし、今年度の税額決定により、前年度に通知済の仮徴収税額や納付方法に変更が生じる場合があります。

給与から特別徴収されている方への税額決定・納税通知書の送付について

給与以外に所得のあった方は、給与からの特別徴収のほか、年税額から当該特別徴収税額を差し引いた残りの額（差額）を普通徴収で納付していただくため、納税通知書を送付しています。

なお、確定申告の際に第二表の「住民税に関する事項」欄で徴収方法の選択（「特別徴収」をチェック）を行うことで、当初からすべての年税額*を給与からの特別徴収で納付することができます。

普通徴収分（年金所得に係るものを除く）についても、併せて給与からの特別徴収による納付に切替を希望される場合は、勤務先の給与担当者の方を通して税務課へご相談ください。（*65歳以上の方の場合、公的年金等に係る所得に対する税額を、給与から特別徴収することはできません。）

特別徴収（給与・年金）から普通徴収への切替

給与又は年金に係る所得について特別徴収の方法で住民税を納めていた方が、退職（給与）や転出（年金）等により特別徴収の対象ではなくなった場合、給与所得者が退職時に残りの税額を一括徴収されたときを除き、その残額は普通徴収の方法で納めていただきます。

4 所得控除一覧表

(法34、314の2、区17)

項目	控除額		
社会保険料			
小規模企業 共済等掛金	支払った金額		
生命保険料	支払った保険料の区分（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料）ごとに下表により計算した控除額の合計額 介護医療保険料は新契約のみ [限度額70,000 円]		
	支払保険料の合計額（剰余金、割戻金を差し引いた残額）		控 除 額
	【新契約】 平成24年1月1日以降に締結した保険契約に係るもの	12,000 円以下	支払保険料の合計額
		12,001 円～ 32,000円	支払保険料の合計額×0.5 + 6,000 円
		32,001 円～ 56,000円	支払保険料の合計額×0.25 + 14,000 円
		56,001 円以上	28,000 円（限度額）
	【旧契約】 平成23年12月31日までに締結した保険契約に係るもの	15,000 円以下	支払保険料の合計額
		15,001 円～ 40,000円	支払保険料の合計額×0.5 + 7,500 円
		40,001 円～ 70,000円	支払保険料の合計額×0.25 + 17,500 円
		70,001 円以上	35,000 円（限度額）
同区分に【新契約】【旧契約】両方がある場合 【新契約】【旧契約】それぞれで求めた額の合計額(合計額が28,000 円を超える場合は28,000 円)			
地震保険料	地震保険契約に係るもの	50,000 円以下	支払保険料の合計額×0.5
		50,001 円以上	25,000 円（限度額）
	旧長期損害保険契約に係るもの	5,000 円以下	支払保険料の合計額
		5,001 円～ 15,000円	支払保険料の合計額×0.5 + 2,500 円
		15,001 円以上	10,000 円（限度額）
	両方がある場合	それぞれで求めた額の合計額	[限度額25,000 円]
雑損	注) 旧長期損害保険契約 損害保険契約等のうち、平成18年12月31日までに締結した契約で、保険期間が10年以上で満期返戻金等があり、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの		
	次の 又は で求めた金額のうちいずれか多い方の金額 損害金額 - 保険金等で補填される金額 - 総所得金額等×0.1 災害関連支出の金額 - 5 万円		
医療費	次の 又は のいずれかを選択 支払った医療費の額 - 保険金等で補填される金額 - 総所得金額等×0.05 「総所得金額等×0.05」が10万円を超える場合は10万円 [限度額200 万円] 支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補填される金額 - 12,000 円 [限度額8.8 万円]		

項目		控除額	受けることができる控除の内容
配偶者	控除対象配偶者	早見表 参照	あなたの前年中の合計所得金額が1,000 万円以下で同一生計配偶者を有する場合
	老人控除対象配偶者	早見表 参照	上記かつ同一生計配偶者が年齢70 歳以上（昭和30. 1. 1 以前生）の場合
	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除	控除額なし	あなたの前年中の合計所得金額が1,000 万円超で同一生計配偶者を有する場合 控除対象外ですが、非課税の判定を行う際には人数として考慮されます。
	配偶者特別	早見表 参照	あなたの前年中の合計所得金額が1,000 万円以下で配偶者の前年中の合計所得金額が48 万円超133 万円以下の場合
扶養親族	一般	330,000円	下記のいずれにも該当しない扶養親族がいる場合
	老人	380,000円	年齢70 歳以上の扶養親族（昭和30. 1. 1 以前生）がいる場合
	同居老親等	450,000円	上記の老人扶養親族が、あなた又は配偶者のいずれかの直系尊属で、あなた又は配偶者のいずれかと同居を常況としている場合
	特定	450,000円	年齢19 歳以上23 歳未満の扶養親族（平成14. 1. 2 ～ 平成18. 1. 1 生）がいる場合
	年少	控除額なし	16 歳未満の扶養親族（平成21. 1. 2 以降生）がいる場合 控除対象外ですが、非課税の判定を行う際には人数として考慮されます。
寡婦		260,000円	次の 又は のいずれかに該当する場合 夫と死別又は夫が生死不明で、前年中の合計所得金額が500 万円以下の単身者 夫と離婚し、前年中の合計所得金額が500 万円以下の単身者で、子以外の扶養親族(合計所得金額が48 万円以下)
ひとり親		300,000円	婚姻歴や性別にかかわらず、前年中の合計所得金額が500 万円以下の単身者で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる場合 住民票の続柄が「夫(未届)」、「妻(未届)」である場合は対象外
勤労学生		260,000円	あなたが学生で、前年中の合計所得金額が75 万円以下かつ自己の勤労に基づく給与所得等以外の所得が10 万円以下の場合
普通障害者		260,000円	あなた又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付や福祉事務所長の認定を受けている等の場合
特別障害者		300,000円	あなた又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者のうち、身体障害者手帳1 級又は2 級、精神障害者保健福祉手帳1 級、愛の手帳1 度又は2 度等の場合
同居特別障害		530,000円	上記に該当する同一生計配偶者又は扶養親族が、あなた又は配偶者若しくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合

基礎控除額	
あなたの合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	430,000円
2,400 万円超2,450 万円以下	290,000円
2,450 万円超2,500 万円以下	150,000円
2,500 万円超	0円

早見表 配偶者控除額		
あなたの合計所得金額	控除額	
	控配	老人控配
900万円以下	330,000円	380,000円
900万円超950万円以下	220,000円	260,000円
950万円超1,000万円以下	110,000円	130,000円

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額ごとの控除額		
	900万円以下	900万円超	950万円超
48 万円超100 万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
100 万円超105 万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
105 万円超110 万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
110 万円超115 万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
115 万円超120 万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
120 万円超125 万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
125 万円超130 万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
130 万円超133 万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

5 調整控除（税額控除）

合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額）が200 万円以下の場合、次のAとBのいずれか少ない額の5％（特別区民税3％ 都民税2％）

A 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

B 合計課税所得金額

合計課税所得金額が200 万円を超える場合、次のAの金額からBの金額を控除した金額（5 万円を下回る場合は5万円）の5％（特別区民税3％ 都民税2％）

A 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

B 合計課税所得金額から200 万円を控除した金額

控除の種類	控除額
基礎控除	50,000円
障害者控除	普通 10,000円
	特別 100,000円
	同居特別 220,000円
寡婦控除	10,000円
ひとり親控除	父 10,000円
	母 50,000円
勤労学生控除	10,000円

控除の種類		控除額		
納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	一般	50,000円	40,000円	20,000円
	老人	100,000円	60,000円	30,000円
配偶者	480,000円超500,000円未満	50,000円	40,000円	20,000円
特別控除	500,000円以上550,000円未満	30,000円	20,000円	10,000円
	一般	50,000円	老人 100,000円	
扶養控除	特定	180,000円	同居老親等	130,000円

注）合計所得金額が2,500 万円を超える場合は適用なし（法37、314 の6、区19 の2）

6 配当控除（税額控除）

配当 控 除	課税総所得金額注）		特別区民税：％	都民税：％
	1,000 万円以下の場合		1.6（0.8）〔0.4〕	1.2（0.6）〔0.3〕
	1,000 万円を 超える場合	1,000 万円以下の部分の金額	1.6（0.8）〔0.4〕	1.2（0.6）〔0.3〕
		1,000 万円を超える部分の金額	0.8（0.4）〔0.2〕	0.6（0.3）〔0.15〕

注）課税総所得金額は、ここでは課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額（平成10 年1 月1 日から令和8 年3 月31 日までは適用なし）、課税長期（短期）譲渡所得金額、上場（一般）株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額です。（法附則5 、区付則3）

7 住宅借入金等特別税額控除（税額控除）

控除額= 次のA、B のいずれか少ない金額（特別区民税：3/5、都民税：2/5）

A 所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額（以下、住宅ローン控除可能額）のうち、控除しきれなかった金額

B 所得税の課税総所得金額等の額に5％を乗じて得た金額（上限97, 500 円）

平成11 年～令和7 年まで（平成19・20 年中を除く）に入居され、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方が対象です。

平成26 年4 月1 日から令和3 年まで（地方税法附則第61 条の規定の適用がある場合は令和4 年まで）の入居で、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む）又は特例特別特例取得に該当する場合、控除額は以下のとおりになります。

A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、控除しきれなかった金額

B 所得税の課税総所得金額等の額に7％を乗じて得た金額（上限136, 500 円）

（法附則5 の4 、5 の4 の2 、区付則3 の2、3 の3）

課税総所得金額等の額には、課税山林所得・課税退職所得以外の分離課税分は含みません。

8 寄附金税額控除（税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（総所得金額等の30％を限度）が2, 000 円を超える場合には、その超える金額の10％（特別区民税6％、都民税4％）に相当する金額を控除します。

都道府県又は市区町村に対する寄附金

東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金

所得税法等に規定される寄附金のうち、東京都又は新宿区が各々の条例で定めるもの

東京都が条例で定めている団体については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

新宿区が条例で定める団体は、新宿区社会福祉協議会及び新宿区社会福祉事業団の二団体です。

のうち、特例控除の対象となる寄附金が2, 000 円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額（特別区民税は3/5、都民税は2/5）に相当する金額（所得割額の20％を限度）を特例控除額として加算し控除します。

の寄附金について、その寄附金の2, 000 円を超える金額に条例ごとに定められた税率を適用した税額が控除されます。

課税総所得金額から人的控除額の差を控除した金額	割 合
0 円以上195 万円以下	84. 895 ％
195 万円を超え330 万円以下	79. 79 ％
330 万円を超え695 万円以下	69. 58 ％
695 万円を超え900 万円以下	66. 517 ％
900 万円を超え1, 800 万円以下	56. 307 ％
1, 800 万円を超え4, 000 万円以下	49. 16 ％
4, 000 万円超	44. 055 ％
0 円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0 円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法で定める割合

課税総所得金額から人的控除額の差を控除した金額	割 合
0 円以上195 万円以下	84. 895 分の05. 105
195 万円を超え330 万円以下	79. 79 分の10. 21
330 万円を超え695 万円以下	69. 58 分の20. 42
695 万円を超え900 万円以下	66. 517 分の23. 483
900 万円超	56. 307 分の33. 693

（法37 の2、314 の7、法附則5 の5、法附則7、
区20、区付則3 の4、区付則5、区付則5 の2）

の寄附金に該当し、寄附金税額控除に係る申告の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が適用される場合は、所得税における控除額に代えて特例控除額に右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額に相当する金額を申告特例控除額として加算し控除します。

9 配当割額、株式等譲渡所得割額の控除（税額控除）

配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収されている特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した場合、当該配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。控除することができなかった金額がある場合は均等割額に充当し、なお充当しきれなかった金額は還付します。

（法37 の4、314 の9、区20 の3）

10 所得金額調整控除

給与収入金額が850万円を超え、下記のいずれかに該当する場合は、次の計算式により算出した金額が給与所得から控除されます。

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

給与所得及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、次の計算式により算出した金額が給与所得の金額から控除されます。

所得金額調整控除額 = (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円

そのほか外国税額控除及び定額減税については税務課へおたずねください。

令和7年度住民税の主な変更点について

- 令和7年度住民税の定額減税について

令和7年度住民税において、令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超えて、1,805万円以下である方のうち、住民税所得割の納税義務者である方を対象に、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住者を除く)を有する者について1万円の特別控除(定額減税)を実施します。

定額減税額は住民税所得割額を限度とします。(均等割・森林環境税のみ課税の場合は定額減税の対象になりません。)

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下である者をいいます。

- ・定額減税実施方法

住民税所得割額から定額減税額を控除します。定額減税額を控除した後の金額を、「給与からの特別徴収」、「普通徴収(納付書等により個人で納付する方法)」又は「年金からの特別徴収」により納めていただきます。

- ・住宅借入金等特別税額控除について

- ・子育て世帯等への借入限度額の上乗せ措置の延長

認定住宅等を新築等した19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯が令和6年中に居住の用を供した場合、借入限度額の上乗せ措置が、令和7年も引き続き適用されます。

- ・床面積要件の緩和措置の延長

合計所得金額が1,000万円以下の方を対象に、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置の適用期限が、令和6年12月31日まで延長されます。

ただし、令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、省エネ基準に適合しない住宅は住宅借入金等特別控除の適用対象外となります。

その他のお知らせ

- ・事務所、事業所又は家屋敷を有する方への課税について

新宿区外に住所のある方で、新宿区内に事務所、事業所又は家屋敷を有している場合には、住所地の区市町村で課税される住民税(所得割額及び均等割額)とは別に、新宿区でも住民税の均等割額[特別区民税3,000円、都民税1,000円]のみが課税されます。(法24、294、区9)

令和6年中に、事務所等の住所の異動や廃業などがあった場合には、税務課へご相談ください。

- ・各種所得控除等の修正について

障害者、寡婦(ひとり親)に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が非課税となります。また、135万円を超える場合でも、住民税を計算する際に障害者控除、寡婦(ひとり親)控除を受けることができます。そのほか、前年の1月1日から12月31日までに、一定額を超える医療費を支払った場合には、医療費控除の対象となります。各種の所得控除に該当する場合で、税額決定・納税通知書の内容に反映されていないときは、税務課へご相談ください。

- ・特別徴収義務者の指定について

平成29年度から原則として全ての事業主の方を対象に、特別徴収義務者の指定を実施しております。これにより、今まで個人住民税を普通徴収で納税されていた方も給与からの特別徴収での納税となります。ただし、特別徴収義務者が給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」を提出した場合は、普通徴収が認められる場合があります。

- ・普通徴収の住民税の口座振替について

普通徴収の住民税は、口座振替で納付することができます。口座振替を申し込むと、納期限の日にご指定の口座から引き落としいたします。

【問い合わせ先】税務課収納管理係 電話：03-5273-4139

- ・住民税の一括納付について

一括納付用の納付書はありません。一括納付をご希望の場合は、1期から4期までの納付書をまとめてコンビニエンスストア、金融機関等にご提示のうえ納付してください。

- ・住民税の分割納付について

住民税が納期限までに納付できない等、納税でお困りの方は早めに滞納対策課にご相談ください。納税額を分割し、納付することができる場合があります。

住民税の猶予制度	
住民税を一時に納付することが困難と認められる場合には、猶予制度があります。	
換価の猶予	住民税を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持ができなくなるおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り猶予が認められる場合があります。
徴収の猶予	災害、病気、事業廃止等による場合や、法定納期限から1年を経過した日以後に税額が確定した場合に、一時に納付ができないときは、1年以内の期間に限り、猶予が認められる場合があります。

猶予が認められた場合は、納税額を分割して納付していただくと共に、猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。また、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。詳しくは滞納対策課にご相談ください。

【問い合わせ先】滞納対策課(電話相談窓口：新宿区納付案内センター) 03-5273-4311

新宿区総務部税務課	課税第一係	03-5273-4107	【受付日時】 (土、日、休日、12月29日～1月3日は除く)	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00 火曜日は午後7:00まで
	課税第二係	03-5273-4108		
	(FAX)	03-3209-1460		